

新聞編集委員会要項

（目的）

第1条 この要項は、新聞編集委員会が法人内部向け情報共有のための新聞編集を円滑に行うことを目的とする。

（構成）

第2条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、その期の理事全員とする。

3 委員長は代表理事とする。

（委員の業務）

第3条 委員は下記に示す法人内で共有したい情報を適宜取材し記事にする。

①法人理念、方針の周知

②理事会議事内容

③各エリア、事業所で取り組んでいることの報告

③安全衛生委員会などの各委員会報告

④法人内コミュニケーション促進に関する記事

⑤業務知識、業務改善に関する記事

⑥組合員の人間力、芸術力、教養力向上にかかわる内容

⑦ハラスメント相談窓口、意見反映目安箱などの連絡先

2 委員は組合員から幅広く情報を取材すること。

3 委員会において取材、編集、印刷、配布を行うこと。

（情報紙の編集）

第4条 委員は、法人内情報紙の編集にあたり下記の項目に留意し編集作業にあたること。

①見やすい紙面づくり、読みやすい内容とする

①個人情報保護規定に準ずること（慶弔事案も含む）

②業務上関係のある利用者、オーナー情報、写真などへの掲載への許可

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、理事の任期と同じ期間とする。

付 則

この要項は、令和4年12月11日から施行する。